

令和2年度 第3回山梨地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時：令和2年8月12日（水）午前11時30分～午前11時47分

2 場 所：KKR甲府ニュー芙蓉

3 出席者：公益代表 伊藤委員、岡松委員、反田委員、鷹野委員
労働者代表 大森委員、佐々木委員、白倉委員、杉原委員、田草川委員
使用者代表 一之瀬委員、坂本委員、長谷川委員、前嶋委員
事務局 藤本労働局長、田村労働基準部長
太田良賃金室長、小林賃金指導官

4 議 事

(1) 山梨県最低賃金の改正決定について（答申）

(2) その他

5 審議会内容

（賃金指導官）

ただいまから、令和2年度第3回山梨地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、使用者側、川島委員、公益側、石垣委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、全委員の3分の2以上で、かつ、各側3分の1以上の委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

また、当審議会は一般に公開をしており、事前に公示を行ったところ、傍聴希望者が5名おりました。

傍聴者は、お手元の「審議会傍聴にあたっての遵守事項」をお守りいただきますようお願いいたします。

それでは、反田会長以後の議事進行をお願いしたいと思います。

【 議事（1） 山梨県最低賃金の改正決定について（答申） 】

（反田会長）

早速、議事に入ります。

それでは、議事（1）の山梨県最低賃金の改正決定に係る答申に入ります。

本年度の山梨県最低賃金につきましては、山梨労働局長から調査審議の諮問を受け、専門部会を設置して、7月16日から審議を重ねた結果、本日、専門部会での

結論をみるに至りました。

後ほど部会長報告をしますが、各専門部会委員の御協力に感謝申し上げます。

専門部会の審議結果について、部会長として私から報告すべきところですが、報告文の写しを配布していただき、代わって事務局から朗読をお願いします。

(賃金室長)

専門部会報告につきまして、朗読させていただきます。

令和2年8月12日

山梨地方最低賃金審議会会長反田一富殿

山梨地方最低賃金審議会山梨県最低賃金専門部会部会長反田一富

山梨県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年7月2日、山梨地方最低賃金審議会において付託された山梨県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり
の結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員、伊藤一帆、反田一富、鷹野正則

労働者代表委員、大森竜、佐々木琢郎、白倉範人

使用者代表委員、一之瀬滋輝、川島英一、長谷川正一郎

敬称は省略させていただきました。

次のページを御覧ください。別紙になります。

山梨県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域、山梨県の区域
- 2 適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額、1時間、838円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。
- 6、効力発生の日 法定どおり

さらに次のページを御覧ください。

山梨県最低賃金の改正決定審議経過の概要となっております。

7月16日に第1回の専門部会を開催され、部会長等の選出、労使からの意見聴取結果の報告等が行われました。

続いて、7月29日に第2回の部会が開催され、労側、使側双方から基本的見解を発表いただきました。

7月31日、8月3日にそれぞれ第3回、第4回の部会が開催され、金額審議が続けられ、本日、第5回の部会において結審となり、公益案につきまして、全会一

致で決議いただきました。

(反田会長)

ただいまの報告につきまして、何か御質問、御異議等がございますか。

(各側委員)

(異議等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

御異議等がなければ、この専門部会報告は了承されたものとします。

(反田部会長)

次に、ただいまの部会長報告に基づき、山梨県最低賃金改正に係る審議会からの答申についてお諮りします。

事務局に答申の案を作成させておりますので、それを配布の上、事務局から朗読をお願いします。

(賃金室長)

それでは朗読させていただきます。

(案)

令和2年8月12日、山梨労働局長藤本達夫殿

山梨地方最低賃金審議会会長反田一富

山梨県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和2年7月2日付け山梨労発基0702第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方に基づき最新のデータと比較したところ、平成30年10月3日発効の山梨県最低賃金時間額810円は、平成30年度の山梨県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

次のページを御覧ください。別紙1になります。

山梨県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域、山梨県の区域
- 2 適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額、1時間838円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日 法定どおり

さらに次のページを御覧ください。別紙2となります。

山梨県の最低賃金は、生活保護水準を下回ってはいなかったことが記載されておりますが、朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの答申案につきまして、何か御質問・御意見はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(反田会長)

それでは、この答申案について採決をします。

慣例により、反対から採決を行います。

この答申案について反対の委員は、挙手を願います。

いらっしゃらないですね。

次に、この答申案について賛成の委員は、挙手を願います。

はい、ありがとうございました。

全員賛成ということで、全会一致となりました。

これにより、本答申案は可決されました。

それでは、可決されました答申案に基づき、答申を行います。

【会長が、労働局長に答申を手交】

(反田会長)

では、ここで労働局長からごあいさつをいただきたいと思えます。

(労働局長)

ただいま反田会長から、令和2年度山梨県最低賃金の改正に係る答申をいただきました。

本年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、県内の雇用情勢、経済情勢が大変厳しい状況の中、委員の皆様には、これまでになく大変難しい協議を重ねていただいたと聞いております。

これまでの委員の皆様の真摯な御議論、御苦労、御努力に深く感謝申し上げます。

今後におきましては、本答申を尊重しまして、速やかに所定の手続きを行い、県民の皆様へ、改正されました最低賃金額を確実にお知らせ申し上げるよう、事務局一同、周知広報に努める所存でございます。

最後に本日の答申に至るまでの各委員の真摯な御議論、御尽力に改めて感謝申し上げますとともに、今回の答申について、私共は、非常に重く受け止めております。

全会一致でなされたということについて、極めて重く受け止めているということをお知らせしまして、御礼の言葉とさせていただきたいと思っております。

本日は誠にありがとうございました。

(反田会長)

ありがとうございました。

それでは次に、今後の公示等の手続きにつきまして、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

それでは、説明をさせていただきます。

ただいま、山梨県地域別最低賃金の改正決定について答申をいただきましたので、今後の手続きについてご説明いたします。

まず、最低賃金法第11条第1項の規定により、本日中に、この答申内容を山梨労働局の掲示板に公示いたします。

最低賃金法第11条第2項の規定により、関係労働者及び関係使用者は公示の日から15日以内に異議を申し出ることができることとされていますので、この異議申出の締め切りは8月27日となります。

関係労使より異議の申出がなされた場合は、審議会の意見を求めることと規定されておりますので、本審、いわゆる「異議審」を開催させていただき、異議申出の内容につきまして審議を行っていただくこととなります。

この異議申出につきましては、例年提出されておりますので、異議申出があることを前提といたしまして、既に委員の皆様と日程調整を行わせていただき、「異議審」を8月31日に開催する予定としております。

「異議審」におきまして、答申どおりが適当との決定がなされた場合には、労働局長が答申に沿って、最低賃金の改正決定を行い、官報公示を行わせていただきます。

この官報に公示がなされ、その30日後に発効することとなりますが、官報公示の手續に少し時間がかかりますので、9月9日の水曜日に官報公示予定となっております。改正されました最低賃金の発効日は10月9日となる予定です。

以上でございます。

(反田会長)

今の事務局の説明に、何か御質問等ございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

【議事(2)その他】

(反田会長)

それでは、次の議題(2)その他に入りますが、何かございますか。

(各側委員)

(特になし。)

(反田会長)

それでは、事務局から何かありますか。

(賃金室長)

2点、お話しさせていただきます。

1点目につきましては、お手元に配布しております資料の3ページを御覧ください。

山梨県労働組合総連合からは、本年6月30日付けで、「山梨県の最低賃金を1000円以上に引き上げ、地域間格差の解消を求める」旨の要請書をいただいておりますが、昨日、改めまして、「凍結ではなく、最低賃金の引き上げを求める」旨の要請がございましたので、要請書を資料として配布させていただきました。

本日、本審に先立って開催されました第5回専門部会の冒頭、金額審議に入る前に、部会員の皆様には、既に御紹介させていただいておりますが、他の委員の皆様も御承知おきいただきたいと思っております。

2点目になりますが、本日、この後、プレス発表を行う予定としております。

明日の新聞に掲載されるかどうかはわかりませんが、御承知おきください。

以上でございます。

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、令和2年度第3回山梨地方最低賃金審議会を終了します。

なお、本日の議事録の署名ですが、白倉委員と一之瀬委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、お疲れ様でした。

署 名 欄

公益委員

労働者委員

使用者委員
